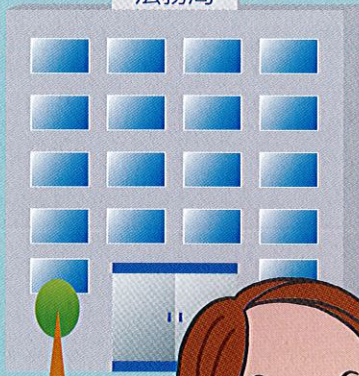


会社・法人の登記、 放置していませんか？

法務局



登記を放置
していると

解散 になります

- ◆ **会社・法人の登記事項に変更**があった場合には、その**登記をする義務**があります。
- ◆ **外国会社**が、初めて日本における代表者を定めたときやその登記事項に変更があったときは、その**登記をする義務**があります。

昭和49年以降、
約74万の休眠会社等の
職権解散登記

休眠会社・休眠一般法人の整理作業により

12年間 登記をしていない**株式会社**

5年間 登記をしていない**一般社団法人**

5年間 登記をしていない**一般財団法人**

は **解散**

したものみなされます。

違反者は、裁判所から**最大100万円**の**過料**に処せられます。

法務省民事局

詳しくは、法務省のホームページへ▶



リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷物の紙へ
リサイクルできます。